現行保育制度の堅持と拡充を求める意見書

急激な少子化や家族形態の変容が進む中、子どもを生み育てる環境整備はますますその重要性を帯びてきている。保育所では多様化するニーズに対応するため、平成21年4月より施行された新保育指針への熱心な取り組み等を通して、単に保育を提供するだけではなく一人一人に向き合い、子どもの成長を多角的に支援する体制を整えているところである。現在、その実績も着実に緒につき、今後、職員の資質を含めた保育環境のさらなる向上によって児童福祉施設としての充実が望まれている状況といえる。このような保育所という社会的資産の価値の大切さは多くの市民の声からも充分に認知されていることがうかがえる。

国は「明日の安心と成長のための緊急経済対策」に基づき、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を行うため、「子ども・子育て新システム検討会議」を設置し、市町村が入所希望者の「要保育度」は認定するが、その後は保育所と保護者の直接契約にゆだね、保育料も保育所が徴収することとし、また、児童福祉施設として決めている国の最低基準を緩和し、自治体ごとの基準に変えることも検討し、さらに、行政が保育そのものを住民に提供する「現物給付」の方式から、利用者(保護者)に補助金を出す「現金給付」に変える、などとしている。

現在の保育制度は、児童福祉法第24条によって、乳幼児が「保育に欠ける」場合は、「保育所において保育しなければならない」と定められ、市町村には保育の実施が義務づけられており、市町村が責任をもって、入所、運営にあたり、保育料は保護者の収入に応じて決められ、市町村が徴収している。施設の面積や職員数などは国の最低基準によって一定の水準が保障されているが、「新たな保育の仕組み」は、こうした国と市町村が実施責任を持つ公的保育制度を根幹から崩すことになる。

市町村が保育所には運営費を出さず、利用者に補助金を出す「現金給付」のもとでは、保育 所は保育料を収入として運営のやりくりをしなければならず、人件費抑制などによる保育の質 の低下が十分予想される。

日本の保育所は、戦後60年以上にわたって、国と市町村が責任を負う公的保育制度のもとで、実践をつみあげ条件整備をすすめながら、子どもと保護者の生活を守り、地域の子育てを支えてきた。子育ての情報や経験が蓄積され、児童福祉施設として進化する保育所は、地域の子育てに必要不可欠な拠点であり、子育て家庭もその安定的継続を切望している。その願いに応

える最善の方策は、保育制度改変ではなく、現行保育制度のもとで保育予算を抜本的に増やし、 保育所の拡充に計画的、本格的に取り組むことであると考える。

よって、国においては、保育制度改革の議論をすすめるにあたり、子どもの権利を最優先に、 地方の実情を踏まえたうえで、国と地方の責任のもとに実施する充実した制度とするよう、下 記の事項について強く要望する。

記

- 1 児童福祉法第24条に基づく現行保育制度を堅持・拡充し、直接契約・直接補助方式を導入しないこと。
- 2 子どもの福祉の後退を招く保育所最低基準の見直しは行わず、抜本的に改善すること。
- 3 保育所、子育て支援施策関連予算を大幅に増額すること。
- 4 子育てに関わる保護者負担を軽減し、雇用の安定や労働時間の短縮など、仕事と子育ての両立が図られるよう社会的環境整備をすすめること。
- 5 保育制度改革にあたっては、保育所利用者や保育事業者等関係者が納得できるような仕組 みや基準を確保すること。
- 6 民間保育所運営費の一般財源化は行わないこと。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

宛

平成22年12月16日

太田市議会議長 伊藤 薫

衆議院議長参議院議長内閣総理大臣財務大臣財務大臣財務大臣財務大臣